

## 大淀町空家等対策計画【概要版】

序章 計画の概要	
■計画策定の背景・目的	○適正に管理されていない空き家が社会問題化しており、平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行 ○空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために策定
■計画の位置付け	国 空家等対策の推進に関する特別措置法 【県の上位計画】 奈良県住生活基本計画 【町の上位計画】 第4次大淀町総合計画 【町の関連計画】 大淀町地方創生総合戦略  大淀町空家等対策計画  【県の指針等】 奈良県空家等対策計画策定の指針（手引き） 奈良県内における特定空家等の判断基準（評価指標等）
■計画の対象・期間	○計画の対象：特措法で規定される「空家等」を対象とするが、以下は対象外とする ・空き店舗や事務所等、居宅使用がないもの ・長屋等で1件（1部屋）でも居住があるもの ○計画の期間：平成31年度～平成35年度（5年間） ○計画対象エリア：大淀町内全域

